

# 大型車両を取り巻く課題への取組報告

＜第10回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会＞

令和2年1月30日（木）

# <目次>

1. 大型車両を取り巻く課題への対応
2. 今年度の連絡協議会の活動状況
3. 広報の取組一覧
4. 各取組みの紹介
5. 連絡協議会委員等の広報実施状況

# 1. 大型車両を取り巻く課題への対応

令和元年度における関東地域の大型車通行適正化に関する課題への対策状況について下表のとおり整理した。

課題に対して対策を実施又は継続的に実施した内容			
課 題	対策内容		
	広報	取締	迅速化
特車制度の周知	1 - ①		
協会等非加盟事業者に対する広報手段	1 - ②	1 - ②	
違反車両の交通安全対策	2 - ①		
荷主対策	3 - ①	3 - ①	
特車申請の許可期間短縮			4 - ①

# 1. 大型車両を取り巻く課題への対応

(1) 今年度実施した特車制度周知の課題への対応内容を以下に示す。

課題	
広報対応	1-① 特車制度の周知



	対象者	課題への対応(案) ※1	課題への対策内容※2
広報対応	社会一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラジオ(NACK5)、ラジオクラウドCMによる広報活動、及び連絡協議会委員等が実施する既存イベントへ参画し、チラシ配布の実施</li> <li>特車総合ツイッターでの広報実施及びラジオ広報に対するWebアンケート調査</li> <li>連絡協議会委員の職場等へのチラシの設置及びポスターの掲示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラジオ(NACK5)による広報活動、及び連絡協議会委員等が実施する既存イベントへ参画し、チラシ配布及びアンケート調査を実施</li> <li>特車総合ツイッターでの広報及びラジオ広報に対するWebアンケート調査</li> <li>連絡協議会委員の職場等へのチラシの設置及びポスターの掲示</li> </ul>
	運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡協議会委員(関係企業団体)が発行するメルマガ、機関誌等への寄稿</li> <li>連絡協議会ホームページへの閲覧誘導の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡協議会委員(関係企業団体)が発行する機関誌等への寄稿</li> <li>連絡協議会ホームページへの閲覧誘導の実施</li> </ul>
	荷主	<ul style="list-style-type: none"> <li>重量違反等の多い業界に対して説明会を開催、また、荷主団体が発行するメルマガ、機関紙等への寄稿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業界に対して説明会を開催、また、運送事業者の要望により、建設業会に対してアンケート調査の実施</li> </ul>

※1 令和元年度第9回連絡協議会で課題への対応として実施を決定した内容

※2 令和元年度に課題への対策として実施した内容

# 1. 大型車両を取り巻く課題への対応

(2) 今年度実施した非加盟事業者の課題への対応内容を以下に示す。

課 題			
広報 対応	取締 対応	1-②	協会等非加盟事業者に対する広報手段



	対象者	課題への対応(案) ※1	課題への対策内容 ※2
広報 対応	協会等 非加盟 事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>ラジオCMによる広報、及び整備管理者研修資料へのチラシ掲載</li><li>車両制限令違反の現地取締時に引込車両ドライバーに対してのチラシ配布、また、違反講習会時に講習者に対してのチラシ配布</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ラジオCMによる広報、及び整備管理者研修資料へのチラシ掲載</li><li>車両制限令違反の現地取締時に引込車両ドライバーに対してのチラシ配布、また、<b>違反講習会の会場でポスターを掲示</b></li></ul>

※1 令和元年度第9回連絡協議会で課題への対応として実施を決定した内容

※2 令和元年度に課題への対策として実施した内容

# 1. 大型車両を取り巻く課題への対応

(3) 今年度実施した違反車両の交通安全の課題への対応内容を以下に示す。

課題	
広報対応	2-① 違反車両の交通安全対策



対象者	課題への対応(案)※1	課題への対策内容※2																														
<b>広報対応</b> 荷主・ 運送事 業者及 び大型 車ドライ バー	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察や全日本トラック協会が実施する大型車両の交通事故防止対策運動等に対して、連絡協議会委員（警察及び運送事業者関連等）による大型車両の交通安全対策の取組内容の検討</li> </ul> <p>(件) 事業用貨物自動車の死亡事故件数</p> <table border="1"> <caption>事業用貨物自動車の死亡事故件数</caption> <thead> <tr> <th>都道府県</th> <th>H29年(1月~12月)</th> <th>H30年(1月~12月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県</td> <td>16</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>10</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>12</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td>13</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ H29年(1月~12月) ■ H30年(1月~12月)</p> <p>※) 大型車の死亡事故の割合は全国の事業用車両事故件数の56.7%            出典：(公社)全日本トラック協会</p>	都道府県	H29年(1月~12月)	H30年(1月~12月)	埼玉県	16	22	千葉県	10	13	東京都	12	15	神奈川県	13	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察や全日本トラック協会が連携して、大型車両を含む業務用トラックを保有する事業者に対して、<b>啓発用チラシ等を配布</b></li> <li>前年比で神奈川県は死亡事故が増加したことから、引き続き事業者の交通安全対策の取組内容を検討</li> </ul> <p>(件) 平成30年/令和元年 事業用車両の死亡事故データ</p> <table border="1"> <caption>平成30年/令和元年 事業用車両の死亡事故データ</caption> <thead> <tr> <th>都道府県</th> <th>平成30年(1月~6月)</th> <th>令和元年(1月~6月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>7</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 平成30年(1月~6月) ■ 令和元年(1月~6月)</p> <p>出典：(公社)全日本トラック協会</p>	都道府県	平成30年(1月~6月)	令和元年(1月~6月)	埼玉県	10	6	千葉県	6	3	東京都	7	5	神奈川県	1	8
都道府県	H29年(1月~12月)	H30年(1月~12月)																														
埼玉県	16	22																														
千葉県	10	13																														
東京都	12	15																														
神奈川県	13	10																														
都道府県	平成30年(1月~6月)	令和元年(1月~6月)																														
埼玉県	10	6																														
千葉県	6	3																														
東京都	7	5																														
神奈川県	1	8																														

※1 令和元年度第9回連絡協議会で課題への対応として実施を決定した内容

※2 令和元年度に課題への対策として実施した内容

# 1. 大型車両を取り巻く課題への対応

(4) 今年度実施した荷主対策の課題への対応内容を以下に示す。

課題			
広報対応	取締対応	3-①	荷主対策



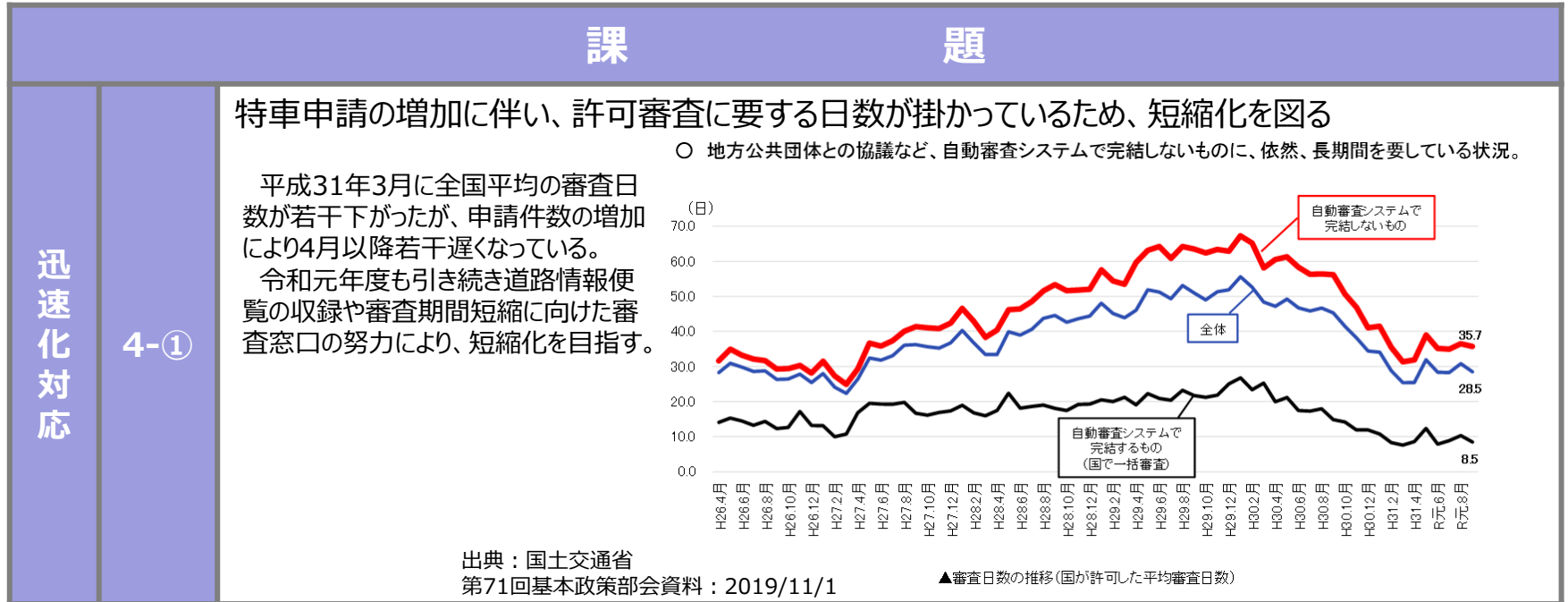
	対象者	課題への対応(案)※1	課題への対策内容※2
広報対応	荷主	<ul style="list-style-type: none"><li>荷主に対して対面での説明会の開催、また、荷主団体が発行するメルマガ、機関紙等への寄稿</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>建設業会1団体に対して対面での説明会の開催を実施した。</li></ul>
取締対応	荷主	<ul style="list-style-type: none"><li>車両制限令違反の現地取締時にドライバーに対して積載貨物及び荷主名聴取の協力を依頼</li><li>特車申請時に申請書への荷主名記載の協力依頼</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>車両制限令違反の現地取締時にドライバーに対して荷主名聴取の協力依頼を継続的に実施</li><li>特車申請時に申請書への荷主名記載の協力依頼を継続的に実施</li></ul>

※1 令和元年度第9回連絡協議会で課題への対応として実施を決定した内容

※2 令和元年度に課題への対策として実施した内容

# 1. 大型車両を取り巻く課題への対応

(5) 今年度実施した特車申請の許可期間短縮の課題への対応内容を以下に示す。



迅速化対応	対象者	課題への対応(案)※1	課題への対策内容※2
	道路管理者及び申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度に通行許可迅速化検討部会を立ち上げ、迅速化の課題に対する意見交換を実施してきたが、今年度は、申請者の申請書不備による差し戻し削減や審査状況の改善等について意見交換を実施予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路情報便覧の収録促進</li> <li>申請から受理までの日数短縮</li> <li>橋梁の不許可情報の共有</li> <li>既許可経路への新規経路の設定</li> <li>申請書の不備・差し戻しについて意見交換を実施</li> </ul>
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別協議の期間短縮に向けた意見交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特車制度の改正点についての周知</li> <li>個別協議の期間短縮に向けた意見交換を実施</li> </ul>	

※1 令和元年度第9回連絡協議会で課題への対応として実施を決定した内容

※2 令和元年度に課題への対策として実施した内容



## 2. 今年度の連絡協議会の活動状況

### ◎ 大型車通行適正化推進月間

大型車両による重量違反が減少しない一因として、荷主による違反への関与が疑われる実態が少なからず存在することから、昨年度に引き続き10月の1ヶ月間を『**大型車通行適正化推進月間**』とし、荷主への啓発活動を実施した。

#### ① 期間

- 令和元年10月1日（火）～ 10月31日（木）

#### ② 対象者

- 昨年度に引き続き『**建設業界**』の荷主団体へ説明会等を実施した。

#### ③ 実施内容

- 荷主団体とその会員事業者に対し、特殊車両通行許可制度に関する説明会を開催。また、今後の活動に向け、制度への理解度を把握するためのアンケート調査を実施。

### ◎ 重点広報期間

昨年度と同様に、大型車通行適正化推進月間の前後にあたる8月及び11月に『**重点広報期間**』を設置し、連絡協議会委員が一体となり、広報展開を実施した。

## 2. 今年度の連絡協議会の活動状況

### ◎ 首都圏大規模同時合同取締

大型車両による重量違反等の取締り強化の姿勢を社会一般に対し周知・啓発することを目的に、連絡協議会を構成する道路管理者・警察及び関東運輸局が連携して、1都3県の計18箇所で行った。

#### ① 実施日時

- 令和元年11月21日（木） 10:00 ～ 11:30

#### ② 実施場所


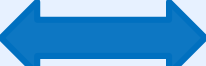

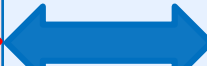








- 国交省 辰巳・相模原・三郷・狭山・八千代車両取締基地
- 東京都西新井、埼玉県権現堂公園
- 首都高速 狩場・市川・八潮・川口・志村本線料金所、湾岸浮島料金所
- 圏央道 入間・寒川北・相模原愛川・高尾山IC
- 東関道 習志野本線料金所

計18箇所

### ◎ 通行許可迅速化の取組み

特殊車両通行許可の迅速化への対策として、通行許可迅速化検討部会において、申請者側及び審査者側との間で建設的な議論を行った。また、通行許可迅速化検討部会の下に新たに迅速化トラックWGを設置し、トラック業界と道路管理者間で活発な意見交換を行った。

## 2. 今年度の連絡協議会の活動状況

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
広報	 【第9回】 連絡協議会	 重点広報期間		大型車通行適 正化推進月間 	 重点広報期間		 【第10回】 連絡協議会	
取締		 【第1回】 R1合同取締 作業部会		 【第2回】 R1合同取締 作業部会	 首都圏大規模 同時合同取締			 【第3回】 R1合同取締 作業部会
迅速化			 R1迅速化 検討部会   迅速化 トラックWG					 迅速化 トラックWG

### 3. 広報の取組一覧

連絡協議会委員等の協力を得て、下記の取組みを実施した。

対象者	実施項目	NO	実施先	実施内容概要
荷主	説明会	①	建設業界の荷主団体 (1組織)	会員事業者が参加する会合の場で特車制度について説明
	アンケート調査	②	建設業界の荷主団体 (2組織)	会員事業者に対し、特車制度への理解度を把握するためのアンケート調査を実施
社会一般	ラジオCM	③	FM NACK5 (79.5)	40秒CMを3日間で合計20回提供
			Webリサーチ会社の登録モニター	WEBアンケート調査によりラジオCMの効果を検証
	広報イベント	④	トラックフェスタTOKYO2019	東京都トラック協会主催イベントにおいて広報活動を実施
			交通安全・環境フェア2019	埼玉県トラック協会主催イベントに参画し、広報活動を実施 (ブース来場者：約1,000名) 特車制度に関するアンケート調査を実施
大型車ドライバー クレーンオペレータ	啓発活動	⑤	東京都トラック協会 全ク協 (東京・千葉・神奈川支部)	大型車ドライバー及びクレーンオペレータへのアンケート調査 (合計451名)
			車両制限令違反者	重量違反取締時や違反者講習会時にチラシを配布
	運行管理者指導講習 資料等へのチラシ掲載	⑥	関東運輸局	運行管理者指導講習資料や整備管理者研修資料にチラシを掲載
運送事業者	メルマガ・機関紙掲載	⑦	東京都トラック協会 神奈川県トラック協会 千葉県トラック協会 埼玉県トラック協会	各トラック協会発行の機関紙において大型車通行適正化に関するPR掲載
その他	特車総合ツイッター	⑧	-	Twitterを通じて継続的に情報を発信
	ポスター・チラシ展開	-	～ 5 項 ( P 26 ～ ) にて各委員による個別の取組みを紹介～	
	出前講座	⑨	文教大学 情報学部 情報社会学科 3 年生	特車制度に関する講座を実施

# 3. 広報の取組一覧

		~7月	8月	9月	10月	11月	12月	R2年1月~
			<重点広報期間>		<大型車通行適 正化推進月間>	<重点広報期間>		
荷主	荷主説明会	5/22						
	荷主アンケート調査						東 12月下旬~1/24 埼 12月下旬~1/24	
社会一般	ラジオCM				10/5~7 10/7~11	11/7,8		
	広報イベント			9/14~15 トラックフェスタTOKYO		11/9 交通安全・環境フェア		
		委員主催イベント等で啓発チラシ・ポケットティッシュ配布						
運送事業者等	大型車ドライバー／ クレーンオペレータへの 啓発活動	オペ		ドラ				
	研修資料への チラシ掲載	整備管理者研修 平成30年度資料にチラシ掲載			運行管理者等指導講習 2019年度資料にチラシ掲載	地方教材資料		
	メルマガ・機関紙掲載				9月25日発行（東京都トラック協会） 10月1日発行（神奈川県トラック協会） 10月1日発行（千葉県トラック協会） 9月10日（埼玉県トラック協会）			
その他	特車総合ツイッター							
	ポスター・チラシ展開							
	出前講座	7/1						
		連絡協議会委員全体で一斉掲示						

## 4. 各取組みの紹介

### NO.① 荷主説明会

【実施主体：事務局】

啓発先団体	実施日	出席人数
(一社) 日本建設機械レンタル協会 神奈川支部	5月22日 (水)	48名

#### ■ 説明会概要

(一社) 日本建設機械レンタル協会神奈川支部の通常総会の場で、30分程度時間をいただき、連絡協議会による特車制度の説明を行い、法令遵守の推進を呼び掛けた。

#### ■ 説明風景



# 4. 各取組みの紹介

## NO.② 荷主アンケート調査

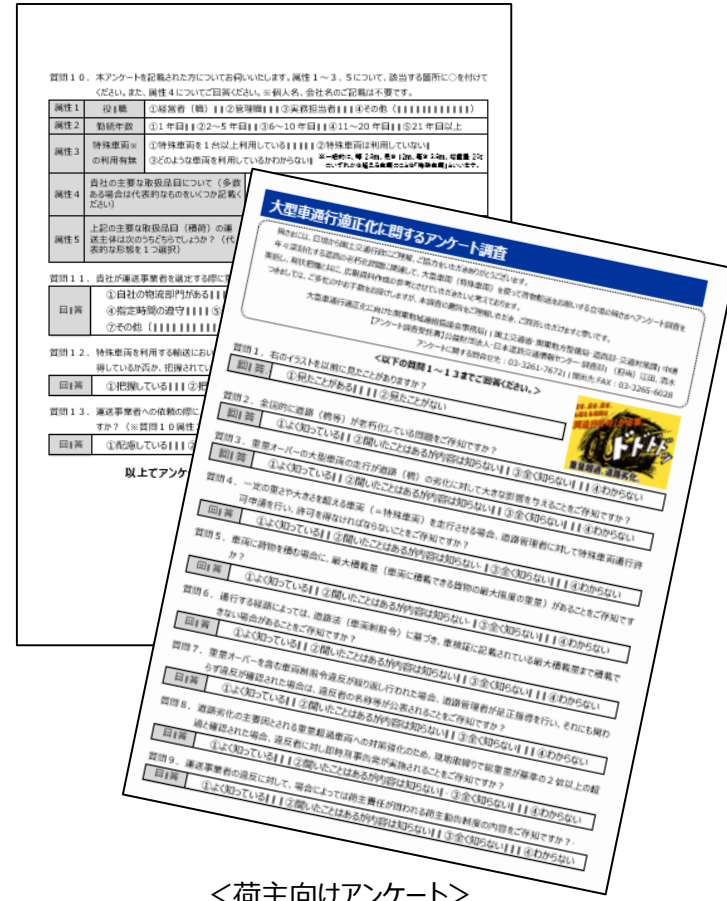
次年度以降の活動に向け、東京都と埼玉県建設業協会の協力を得て、特車制度への理解度を把握するためのアンケート調査を実施した。

### 【実施概要】

- ① (一社) 東京建設業協会 ⇒ **25名**回答/300部配布
  - ▶ (一社) 東京建設業協会の会員事業者全般
- ② (一社) 埼玉県建設業協会 ⇒ **52名**回答/400部配布
  - ▶ (一社) 埼玉県建設業協会の会員事業者全般

(※中間集計(1月10日時点)の速報値)

アンケート結果は次項



<荷主向けアンケート>

# 4. 各取組みの紹介

## NO.② 荷主アンケート調査

調査対象	調査期間	調査手法	回答者数
(一社) 東京建設業協会 会員事業者	令和元年12月下旬 ～令和2年1月24日 (金)	紙形式およびWEBフォームにより実施	25名
(一社) 埼玉県建設業協会 会員事業者	令和元年12月下旬 ～令和2年1月24日 (金)	紙形式およびWEBフォームにより実施	52名

**【質問4】**一定の重さや大きさを超える車両 (= 特殊車両) を走行させる場合、道路管理者に対して特殊車両通行許可申請を行い、許可を得なければならないことをご存知ですか？

特車制度の認知度	回答者数	%
よく知っている	62	81
聞いたことはあるが内容は知らない	11	14
全く知らない	4	5
わからない	0	0
合計	77	100

### ■ 特車制度の認知度

- ・特車制度の認知度は約8割と高い割合となった。
- ・属性3で「特殊車両を利用している」と回答した30名のうち、93% (28名) は「よく知っている」と回答した。

**【質問6】**通行する経路によっては、道路法 (車両制限令) に基づき、車検証に記載されている最大積載量まで積載できない場合があることをご存知ですか？

許可重量と車検証重量の違い	回答者数	%
よく知っている	43	56
聞いたことはあるが内容は知らない	26	34
全く知らない	7	9
わからない	1	1
合計	77	100

### ■ 許可重量と車検証重量の違い

- ・車検証に記載の最大積載量まで積載できない場合があることについて、約4割は「内容は知らない・全く知らない」と回答した。
- ・属性3で「特殊車両を利用している」と回答した30名のうち、約4割 (11名) は「内容は知らない・全く知らない」と回答した。

(※1月10日時点の速報値)



# 4. 各取組みの紹介

## NO.③ ラジオCM

■放送局：FM NACK5（79.5）

■放送スケジュール：

■放送回数：20回

■CM内容：下記参照

10/4(金)	10/5(土)	10/6(日)
9:29	7:35	9:38
11:59	8:33	10:59
13:28	10:49	11:32
14:35	13:59	11:53
16:58	15:43	13:47
19:23	17:44	16:32
	18:07	17:32
6回	7回	7回

【放送エリア】⇒連絡協議会エリアをカバー  
 埼玉県全域・東京都・神奈川県・千葉県・群馬県・  
 栃木県・茨城県の一部

### ■パブリシティ（11/7,8）※60秒 ⇒ 2回実施

「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」  
 からのお知らせです。

道路を傷める大きな原因のひとつに、  
 違法に重量オーバーした大型車の走行があります。

道路の損傷は、補修工事を増やして、  
 渋滞の原因にもなります。

それに、死亡事故を起こす恐れもあって、とても危険です。

道路法で定められている重さ、長さ、高さを超える場合は、  
 特殊車両通行許可を取らなければなりません。

もし、重量オーバーが荷主からの指示だとしたら、  
 それは運送会社だけの問題でなく、荷主も罰せられます。

重量を守って、道路を守りたいですね。

「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」  
 からのお願いでした。

※パブリシティ：放送局が独自に情報提供としてCM内容を告知するもの。

### ■ラジオCM原稿 40秒 ⇒ 20回実施

SE	♪（工事現場の音）
（荷主・男性）	今度の積み荷、ちょっと重いけど1台で行ってよ。
（運送業者・男性）	いやー、2台に分けないと、重量オーバーですよ。
（荷主・男性）	そこをなんとか！
SE	ピピー（笛）
Na（女性）	それ、法令違反ですよ。 定められた重さ以上の荷物を運ぶ場合は特殊車両通行許可が必要です。重量オーバーが荷主からの指示だと、荷主も罰せられます。それに何より、死亡事故につながりかねません。
SE	♪（走行音）
Na（女性）	重量守り、道路を守ろう。 「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」

# 4. 各取組みの紹介

## NO.④ 広報イベント1

- イベント名：トラックフェスタTOKYO2019  
(一社) 東京都トラック協会主催
- 開催日時：9月14日(土) 10:00~16:00プレオープン  
15日(日) 9:00~16:00★実施日
- 開催場所：代々木公園(野外ステージ・イベント広場・ケヤキ並木)
- 連絡協議会の活動内容：啓発ポケットティッシュの配布
- 来場者数(全体)：約32,000人(参考)昨年度来場者数：約20,000人



イベント会場位置図



### ■ 啓発ポケットティッシュの配布

広報活動として、連絡協議会啓発ポケットティッシュをブース周辺及びイベント会場入口で配布した。

⇒合計1,000個配布



啓発ティッシュのイメージ





# 4. 各取組みの紹介

## NO.④ 広報イベント2 (1/2)

- イベント名：交通安全・環境フェア2019  
(一社) 埼玉県トラック協会主催
- 開催日時：11月9日 (土) 9:30~15:00
- 開催場所：埼玉スタジアム2002 東駐車場
- 連絡協議会の活動内容：枠外参照
- 来場者数 (全体)：約14,500人  
(参考) 昨年度来場者数：約16,280人

### ①「重量守り、道路を守ろう」パネル展

テント内にパネルを展示し、来場者に道路の老朽化の現状や特殊車両通行許可制度について説明した。



### ② 啓発チラシ・ポケットティッシュの配布

広報活動として、連絡協議会啓発チラシとポケットティッシュをブース周辺及びイベント会場入口で配布した。

⇒ **チラシ 合計2,000枚配布**  
**ポケットティッシュ 合計673個配布**



啓発ティッシュのイメージ

### ③ 特殊車両のぬり絵体験

特殊車両に親しんでいただくため、テント内で特殊車両のぬり絵体験を行った。ぬり絵は7種類 (合計500枚) を用意したところ、15時までですべてのぬり絵の実施が完了した。

⇒ **合計500枚全て完了**



【11/9「交通安全・環境フェア2019」】  
ぬり絵体験シート一覧 (7種類)

### ③' 粗品配布

特殊車両のぬり絵体験の参加者及びご家族の方へ、連絡協議会委員から提供頂いた下図の粗品を配布した。



### ④ アンケート調査

特殊車両のぬり絵体験参加者のご家族を対象に、対面でアンケート調査を実施した。

⇒ **30~40代を中心に合計228名回答**



# 4. 各取組みの紹介

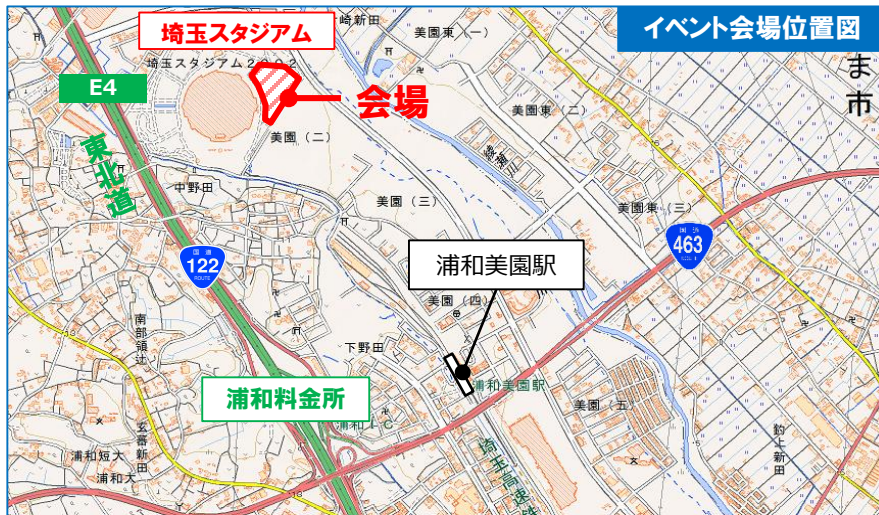
## NO.④ 広報イベント2 (2/2)

### ■ 連絡協議会委員の参加

本イベントには、連絡協議会委員と事務局が参加し、啓発ポケットティッシュの配布や特殊車両のめり絵補助、展示パネルの説明等を実施した。

組織名	参加人数	組織名	参加人数
(一社) 東京都トラック協会	1名	川崎市	1名
(一社) 神奈川県トラック協会	2名	さいたま市	1名
東日本高速道路(株)関東支社	1名	千葉国道事務所	1名
大宮国道事務所	1名	事務局 (関東地方整備局)	1名
		合計	9名

### ■ 実施状況



# 4. 各取組みの紹介

## NO.⑤ 啓発活動（アンケート調査）

大型車ドライバー及びクレーンオペレータへの啓発活動の一環として、トラック協会及び全国クレーン建設業協会の協力を得て、特車制度に関するアンケート調査を実施した。

### 【実施概要】

①大型車ドライバー ⇒ **183名回答** / 151社に配布

- ▶ (一社)東京都トラック協会  
タンクトラック専門部会、セメント専門部会、鉄骨・橋梁専門部会、木材専門部会、紙・パルプ専門部会、ダンプ専門部会、食料・酒類飲料専門部会（麦・粉委員会）の会員事業者所属ドライバー
- ▶ (一社)神奈川県トラック協会  
タンクトラック・高圧ガス部会の会員事業者所属ドライバー

②クレーンオペレータ ⇒ **286名回答** / 303部配布

- ▶ 東京・千葉・神奈川地区における法定講習参加のオペレータ

アンケート結果は資料3へ

### クレーンオペレータに関するアンケート

実施日：令和元年 月 日

※国内の道路運送法（特設）は道路運送法の附則として、この特設法は機械化の目的から主要事項、重要事項に係る大規模な変更事項の施行によるものであります。このように定められているため、アンケート調査に特設法は含まれておらず、このアンケート調査は、道路運送法（特設）に適用されるものと見做すものと見做すものとを区別して実施しております。

以下の質問について、最も該当する選択肢1つに印を付けてください。

質問1. 運転している大型車両は「特設車両」と言われるのですか？

年 齢

質問2. 2で記入した方にのみお答えください。

質問3. 道路の状況により前もって変更している原因は何かお考えですか？

質問4. 法令や条例の改正により変更している特設車両は、運行許可が必要ですか、このことをご存知ですか？

質問5. 法令から運行許可促進等により急な現場作業の増えが予想されますか？

質問6. 25t以上の自由形式クレーンを運転している方がおられますか？

質問7. クレーン特設車両を運転している現場はどのような現場が多いですか？

質問8. 法令から運行許可促進等により急な現場作業の増えが予想されますか？

質問9. 特設法（特設）以外の規定も取りまわす必要はありますか？

質問10. 大型車に関する法令、制度等について、研修会や講習会等あれば、参加を希望しますか？

質問11. 今のイラストを印刷にしたいとお考えですか？

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

<クレーンオペレータ向けアンケート>

### 大型車両（特殊車両）に関するアンケート

実施日：令和元年 月 日

※国内の道路運送法（特設）は道路運送法の附則として、この特設法は機械化の目的から主要事項、重要事項に係る大規模な変更事項の施行によるものであります。このように定められているため、アンケート調査に特設法は含まれておらず、このアンケート調査は、道路運送法（特設）に適用されるものと見做すものと見做すものとを区別して実施しております。

以下の質問について、最も該当する選択肢1つに印を付けてください。

質問1. 運転している大型車両は「特殊車両」と言われるのですか？

年 齢

質問2. 2で記入した方にのみお答えください。

質問3. 道路の状況により前もって変更している原因は何かお考えですか？

質問4. 法令や条例の改正により変更している特殊車両は、運行許可が必要ですか、このことをご存知ですか？

質問5. 特殊車両で特設車両を運転している現場はどのような現場が多いですか？

質問6. 特殊車両で特設車両を運転している現場はどのような現場が多いですか？

質問7. 特設法（特設）以外の規定も取りまわす必要はありますか？

質問8. 特設法（特設）以外の規定も取りまわす必要はありますか？

質問9. 特設法（特設）以外の規定も取りまわす必要はありますか？

質問10. 大型車に関する法令、制度等について、研修会や講習会等あれば、参加を希望しますか？

質問11. 今のイラストを印刷にしたいとお考えですか？

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

<大型車ドライバー向けアンケート>



# 4. 各取組みの紹介

## NO.⑥ 運行管理者指導講習等

平成30年度下期の整備管理者研修資料（検討委員会編）および令和元年度運行管理者等指導講習地方教材資料に連絡協議会チラシを掲載し、周知を行っている。



平成30年度

整備管理者研修資料検討委員会編



整備管理者研修資料  
＜2018年度下期～2019年度上期＞



運行管理者等指導講習  
地方教材  
令和元年度

独立行政法人自動車事故対策機構 東京主管支所



運行管理者等指導講習地方教材資料  
＜2019年度下期～＞

# 4. 各取組みの紹介

## NO.⑦ 機関紙掲載

### 【東京都トラック協会 機関紙/HP掲載】



機関紙にチラシを同封



機関紙にPR記事を掲載

### 【千葉県トラック協会 機関紙/HP掲載】



機関紙にチラシを同封



HPにPR記事を掲載



HPに連絡協議会 バナーリンクを掲載



# 4. 各取組みの紹介

## NO.⑦ 機関紙掲載

### 【神奈川県トラック協会 機関紙】

Information

### 特殊車両通行許可申請関連についてのお知らせ

■問合せ先 事業部 TEL 046-471-8882

関東地方整備局のホームページ内に、「特殊車両通行ハンドブック2019版」が掲載されましたのでお知らせ致します。最新の情報が掲載されていますのでご活用ください。

また、「よくある申請書の不備について」の事例を特ト協ホームページに掲載していますので、特殊車両通行許可申請の迅速化のためにもご参照ください。

Information

特殊車両通行ハンドブック 2019年版

重量オーバーさせないようしましょう。

荷を積み荷も、運ぶ側も、重量超過は罰則が適用されます。

重量守り、道路を守ろう。

荷主を対象とした特車制度の啓発活動を実施

「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」(事務局・国土交通省関東地方整備局)は、重量を適法に超過した大型車両から走行した道路構造物を守るため、昨年に引き続き10月を「大型車通行適正化推進月間」(以下「推進月間」という。)と位置付けて、「重量守り、道路を守ろう」を統一スローガンに、大型車の通行の適正化に向けた各種啓発活動を展開します。

この啓発活動は、平成28年度から実施してきましたが、依然として悪質な重量超過車両の走行が後を絶たず、その原因の一つとして運送事業者と荷主との関係が少なからず影響していることが想定されることから、荷主を対象とした特殊車両通行許可制度の説明会の開催をはじめとする啓発活動を実施することとしています。

また、これ以外の啓発活動としては、推進月間中に社会一般等を対象として、ラジオ等を通じた広報、その結果を確認するためのインターネット調査、11月は連絡協議会委員が主催するイベントへの参加を企画しています。

さらに特車総合ツイッターによる情報配信や連絡協議会ホームページによる広報については年間を通じて実施しており、今後も「重量守り、道路を守ろう」を合言葉に、効果的な取組みの実施を図っていきます。

(大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会)

機関紙にPR記事を掲載

### 【埼玉県トラック協会 機関紙】

2019年(令和元年)9月10日発行 巻数574号

## サイトくん会報

2019年 9月 第574号

一般社団法人 埼玉県トラック協会

〒330-8506 さいたま市大宮区北袋町1-299-3  
Tel 048-645-2771 Fax 048-644-8080  
http://www.saitokun.or.jp/ E-mail sta@ba.welnet.com

●埼玉県トラック協会  
〒369-1244  
Tel 048-584-1111  
http://www.ba.or.jp

●荷主でも相談窓口) 専用電話  
Tel 048-657-8155

●埼玉県トラック協同組合連合会  
Tel 048-645-2771

●特殊車両救助  
Tel 048-641-1111  
http://www.ba.or.jp

機関紙にチラシを掲載

行政等からのお知らせ

重量守り、道路を守ろう。

荷主の方へ

重量オーバーさせないようしましょう。

- 人に対する安全条件の提示や車庫知識をさせた場合は、荷主の責任も追加されます。
- 重量超過への罰金が認められる場合は、罰金します。
- さらに主体的な違反行為があった場合は、荷主動向を判断(レッドカード)します。

荷を積み荷も、運ぶ側も、重量超過は罰則が適用されます。

重量のルールを必ず守りましょう。

重量違反の場合は、運送業者および使用者(事業者)に罰則が適用されます。

- 大型車両の物積まりを強化します。
- 特に悪質な違反者(総重量の2倍以上の重量超過)は即時発動(レッドカード)されます。

運送事業者の方へ

定められた重量をオーバーした大型車両が、道路を傷める大きな要因に、定められた重さ、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。

重量守り、道路を守ろう。

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

事務局：関東地方整備局 道路部 支庁管理課 重量管理、道路適正化

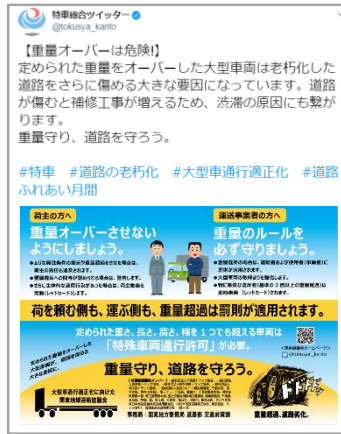


# 4. 各取組みの紹介

## NO.⑧ Twitter

### ■ 特車総合ツイッター

重点広報期間及び大型車通行適正化推進月間において、特車総合ツイッターにより合計142回のツイートを発信し、1ツイートあたりの平均インプレッション数※1が2716回、平均エンゲージメント数※2は23回であった。



### 【期間中で最も多くの閲覧・反応があったツイート】

- 発信日：10月1日
- インプレッション数：18,533回  
(10月の総インプレッション数の16%)
- エンゲージメント数：320件  
(10月の総エンゲージメント数の26%)



	発信件数 (合計)	インプレッション数※1 (合計)	エンゲージメント数※2 (合計)
8月	34	127,324	1069
9月	42	85,589	840
10月	46	114,399	1194
11月	20	58,418	272
合計	142	385,730	3,375

※1 (インプレッション数) : ツイートが閲覧された数

※2 (エンゲージメント数) : 「いいね」や「リツイート」、「クリック」、「返信」等の主体的なアクションがあった総数

# 4. 各取組みの紹介

## NO.⑨ 出前講座

啓発先団体	実施日	出席人数
文教大学 情報学部情報社会学科 3年生	7月1日（月）	約30名

### ■ 説明会概要

将来特殊車両と関わりのある職に就く可能性がある学生に対し、道路の老朽化や重量違反車両が道路に与える影響、特殊車両通行許可制度等について説明を行った。

### ■ 説明風景



### ■ 説明資料抜粋

出前講座(文教大学)

#### 特殊車両通行許可制度について

令和元年7月1日  
関東地方整備局 道路部 交通対策課

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土交通省

#### 本日の内容

1. 道路の老朽化について
2. 特殊車両通行許可制度について
3. 各法令との比較について
4. 大型車両の通行の適正化方針について
5. 最近の施策等の動向について

## 5. 連絡協議会委員等の広報実施状況

連絡協議会委員・オブザーバ総出の取組みとして、ポスターの一斉掲示やチラシの配布等を各委員等協力のもと実施した。

(※具体的な取組内容は次ページ以降に記載)



素材	実施内容	実施委員・オブザーバ	実施者数
①ポスター ⇒約 <b>600枚</b> 配布・展開	一斉掲示	<全委員・オブザーバ>	33
	会員等に展開・展開先で掲示	全国クレーン建設業協会千葉支部、埼玉クレーン協会	2
	講習会等の会場に掲示	首都高速	1
	インフォメーションボードで掲示	NEXCO中日本八王子支社	1
②チラシ ⇒事務局から <b>15,500枚</b> 配布+各委員が印刷し、少なくとも <b>7,000枚</b> 配布	窓口等に設置	東京都トラック協会、神奈川県警察、千葉県警察、埼玉県警察、東京都、神奈川県、千葉市、相模原市、NEXCO中日本八王子支社、千葉国道	10
	講習会・研修・取締等で配布	東京都トラック協会、埼玉県、NEXCO東日本関東支社、NEXCO中日本東京支社、関東運輸局、千葉国道、横浜国道、大宮国道	8
	イベントで配布	警視庁、神奈川県警察、NEXCO東日本関東支社、NEXCO中日本八王子支社	4
	特車許可証と共にチラシを添付	神奈川県、千葉県	2
	管理施設に掲示	横浜市、NEXCO東日本関東支社	2
	会員等に展開	東京都トラック協会、神奈川県トラック協会、千葉県トラック協会、全国クレーン建設業協会東京支部、全国クレーン建設業協会神奈川支部	5
③啓発ポケットティッシュ ⇒ <b>13,500個</b> 配布	イベント・取締・講習会で配布	警視庁、神奈川県警察、千葉県警察、埼玉県警察、東京都、埼玉県、横浜市	7
	窓口等に設置	神奈川県警察、埼玉県、横浜市	3

# 5. 連絡協議会委員等の広報実施状況

## NO.① (一社) 東京都トラック協会

### 【ポスター】

- 9月13日から11月30日まで、東ト協本部及び支部全28箇所に掲示した。

### 【チラシ】

- 11月1日に関東管内の特車運送事業者向けの特車制度に関する研修会資料として、170枚配布した。
- 9月13日に東ト協1階ロビーに100枚設置した。
- 9月25日発行の東京都トラック時報に1枚ずつ同封し、全会員（3,300社）に配布した。



## NO.② (一社) 神奈川県トラック協会

### 【ポスター】

- 神奈川県トラック総合会館の2階ロビーに掲示した。

### 【チラシ】

- 海上コンテナ部会・重量鉄鋼部会・タンクトラック・高圧ガス部会にチラシを配布した。





## 5. 連絡協議会委員等の広報実施状況

### NO.③ (一社) 千葉県トラック協会

#### 【ポスター】

- 9月2日から11月30日まで、トラック会館エントランスに掲示した。

#### 【チラシ】

- 10月1日発行のトラック情報千葉10月号に同封した。(計2,000枚)

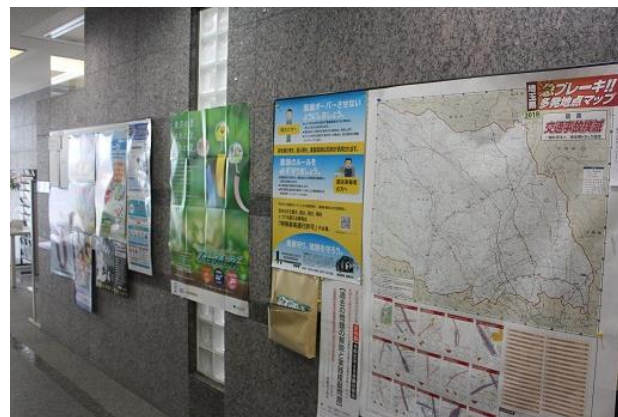
### NO.④ (一社) 埼玉県トラック協会

#### 【ポスター】

- 事務所内廊下および事務所外の掲示板に掲示した。

#### 【チラシ】

- 9月10日発行 (一社) 埼玉県トラック協会会報 (サイトくん会報) 9月号P12に掲載した。



## 5. 連絡協議会委員等の広報実施状況

### NO.⑤ (一社) 全国クレーン建設業協会 東京支部

【ポスター】

- 事務所内 1 か所に掲示に掲示した。

【チラシ】

- 10月16日理事会にて、理事28名に配布した。

### NO.⑥ (一社) 全国クレーン建設業協会 神奈川支部

【ポスター】

- 事務局内に掲示した。

【チラシ】

- 理事会で組合員に配布した。

### NO.⑦ 埼玉クレーン協会

【ポスター】

- 会員企業へ配布した。

# 5. 連絡協議会委員等の広報実施状況

## NO.⑧ (一社) 全国クレーン建設業協会千葉支部

【ポスター】

- 9月6日にA2版で印刷したポスターを全組合員に配布したほか、事務所に掲示した。



## 5. 連絡協議会委員等の広報実施状況

### NO.⑨ 警視庁

#### 【ポスター】

- 都内102警察署に配布し、各警察署に掲示した。

#### 【チラシ】

- 各警察署において、トラックストップ作戦等にて配布した。
- 9月21日～9月30日までの「秋の交通安全運動」期間中に各警察署に活用を依頼した。

#### 【啓発ポケットティッシュ】

- 9月21日～9月30日までの「秋の交通安全運動」期間に合わせて各警察署に配布し、活用を依頼した。



# 5. 連絡協議会委員等の広報実施状況

## NO.⑩ 神奈川県警察本部

### 【ポスター】

- 8月19日から11月30日までの間、54警察署、本部執行4隊（一交機、二交機、高速隊、自動車警ら隊）等全67箇所で開催した。

### 【チラシ】

- 8月19日から、11月30日までの間、54警察署、本部執行4隊等が交通課窓口及び各種活動等において、6,000枚を配布した。

### 【啓発ポケットティッシュ】

- 令和元年8月19日（月）から、11月30日（土）までの間、54警察署、本部執行4隊等が交通窓口及びキャンペーン等において、3,000個を配布した。



署内でのポスター掲示



窓口でのチラシ配布



【9月4日 東名高速道路横浜町田IC】  
大型車両の通行適正化のための取組みとして  
チラシと啓発ポケットティッシュを配布



窓口でのポスター掲示  
啓発ポケットティッシュの設置

## 5. 連絡協議会委員等の広報実施状況

### NO.⑪ 千葉県警察本部

#### 【ポスター】

- 8月26日～11月30日まで、県下39署、本部、運転免許センター計41箇所に掲示した。

#### 【チラシ】

- 8月26日～11月30日まで、県下39署の窓口を設置し、来訪者が自由に受け取れるようにした。

#### 【啓発ポケットティッシュ】

- 8月26日～11月30日まで、県下39署窓口を設置し、来訪者が自由に受け取れるようにした。
- 各署において、重量取締り時に配布した。

### NO.⑫ 埼玉県警察本部

#### 【ポスター】

- 埼玉県内各警察署に配布し、掲示を依頼した。

#### 【チラシ】

- 埼玉県内各警察署に配布し、交通課窓口への設置・配布を依頼した。

#### 【啓発ポケットティッシュ】

- 8月30日に実施した親子向けイベントで500個配布した。
- 9月2日より重量違反の取締りに配布しており、これまでに1,000個配布した。

# 5. 連絡協議会委員等の広報実施状況

## NO.⑬ 東京都建設局

【ポスター・チラシ】

- 都内11箇所の建設事務所へ配布。

【啓発ポケットティッシュ】

- 8月8日から8月9日開催の「夢のみち2019」イベントで500個配布した。



## NO.⑭ 神奈川県 県土整備局

【ポスター】

- 8月21日から11月30日まで、本課執務室及び7土木事務所の計8か所で掲示した。

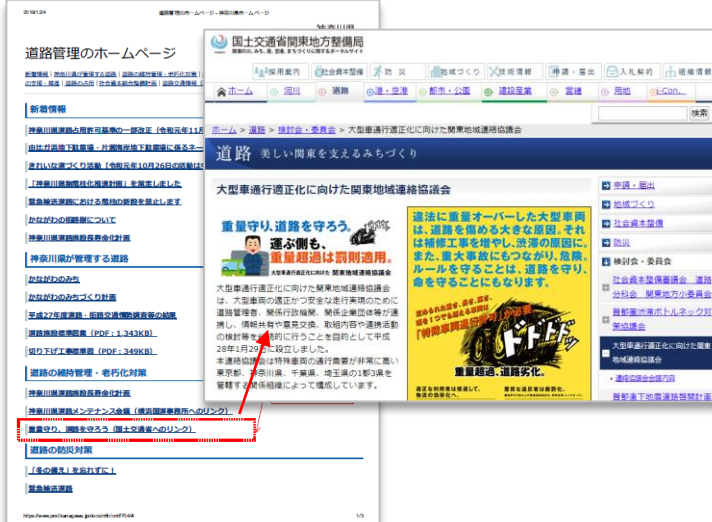


【チラシ】

- 8月21日から11月30日まで、本課執務室及び5土木事務所の計6か所で配架した。
- 1土木事務所で許可証交付時に直接配布した。

【独自の取組み】

- 県管理HPから関東地域連絡協議会HPへのリンクを行った。





## 5. 連絡協議会委員等の広報実施状況

### NO.⑮ 千葉県 県土整備部

#### 【ポスター】

- 8月15日から千葉県庁及び千葉県下15土木事務所に掲示した。

#### 【チラシ】

- 特殊車両通行許可証交付時に118枚配布した。

### NO.⑯ 埼玉県 県土整備部

#### 【ポスター】

- 11月30日まで、道路環境課出入口（特車申請窓口）付近に掲示した。また、管内の事務所12か所に送付し、掲示をお願いした。

#### 【チラシ】

- 11月21日に開催した特殊車両取締にて、ご協力いただいたドライバーに配布した。

#### 【啓発ポケットティッシュ】

- 8月3日に開催した道の駅イベントにて計300個配布した。
- 8月5日より道路環境課窓口付近にて配布しており、これまでに300個配布した。



# 5. 連絡協議会委員等の広報実施状況

## NO.⑰ 横浜市 道路局

### 【ポスター・チラシ】

- 9月から道路局管理課及び、各区土木事務所に掲示している。

### 【啓発ポケットティッシュ】

- 各区の区民祭り、道の日イベント、市民協働のイベント等でポケットティッシュを配布した。
- 道路局管理課及び、各区土木事務所で配架している。

合計 約700個



## NO.⑱ 川崎市 建設緑政局

### 【ポスター】

- 8月19日～11月30日まで、管内の事務所5箇所に掲示した。

## NO.⑲ さいたま市建設局

### 【ポスター】

- 9月2日～11月30日まで、本庁舎において掲示した。

# 5. 連絡協議会委員等の広報実施状況

## NO.⑳ 千葉市建設局

### 【ポスター】

- 千葉市役所6階土木管理課、市内4土木事務所において掲示した。

### 【チラシ】

- 千葉市役所6階土木管理課窓口を設置した。

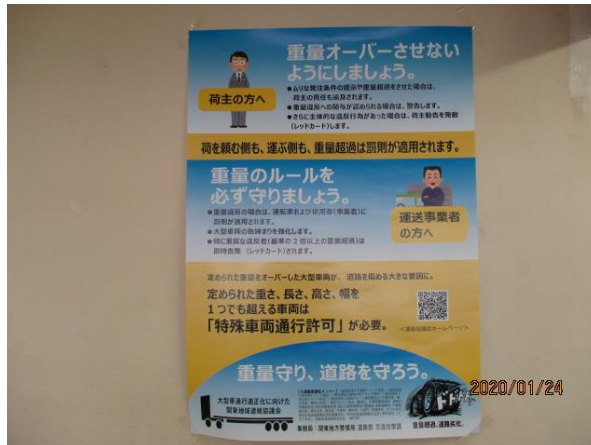
## NO.㉑ 相模原市 都市建設局

### 【ポスター】

- 9月～11月30日まで、土木事務所及び路政課4箇所に掲示を行った。

### 【チラシ】

- 路政課窓口にチラシを約20枚配下した。



# 5. 連絡協議会委員等の広報実施状況

## NO.② 東日本高速道路(株) 関東支社

### 【ポスター】

- 埼玉エリアにおいて、8月下旬より休憩施設全6か所に掲示した。
- 千葉エリアにおいて、9月上旬から市原 S A 等全11か所で掲示した。
- 神奈川エリアにおいて、8月下旬から管内PA全5か所で掲示してした。
- 長野エリアにおいて、8月上旬から松代PA等計8か所と、長野管理事務所をはじめ2事務所に掲示した。
- 群馬エリアにおいて、9月上旬から上里SA（下）をはじめ7箇所に掲出した。

### 【チラシ】

- 埼玉エリアにおいて、8月下旬より休憩施設全6か所に掲示した。また、取締場所13箇所において、違反疑義車両等を中心に184枚、積載安全啓発として、休憩施設6か所で休憩中の大型車を中心に54枚配布した。
- 千葉エリアにおいて、9月上旬から休憩施設7か所の男子トイレに掲示した。
- 神奈川エリアにおいて、8月下旬から管内PA全5箇所に掲示した。
- 長野エリアにおいて、8月上旬から松代PA等、計8か所のトイレボードに設置した。
- 群馬エリアにおいて、9月上旬から休憩施設14か所の男性トイレに掲示した。
- 茨木エリアにおいて、8月下旬から友部SAはじめ休憩施設4か所に掲示し、ラックに配布用として100部ずつ設置した。





## 5. 連絡協議会委員等の広報実施状況

### NO.⑳ 中日本高速道路(株)八王子支社

#### 【ポスター】

- 中日本高速道路(株)八王子支社社屋内に1枚、双葉SA(上下)に2枚、談合坂SA(上下)に2枚掲示した。また、談合坂SA(上下)お手洗い内の計2ヶ所にA4サイズポスターを掲示した。

#### 【チラシ】

- 交通安全キャンペーン活動で、石川PA(下)・談合坂SA(下)・双葉SA(下)・梓川SA(上)で各200枚、計800枚配布した。
- 双葉SA(上下)に各50枚、計100枚設置した。

#### 【インフォメーションボード】

- 石川PA、藤野PA、談合坂SA、初狩PA、谷村PA、釈迦堂PA、境川PA、境川PA、双葉SA、増穂PA、八ヶ岳PA、中央道原PA、諏訪湖SA、みどり湖PA、辰野PA、梓川SA(各上下線)、の計32ヶ所で掲出した。

### NO.㉑ 中日本高速道路(株) 東京支社

#### 【ポスター】

- 9月13日～11月30日まで、管内6箇所の休憩施設及びコミュニケーションプラザ川崎に掲示した。



# 5. 連絡協議会委員等の広報実施状況

## NO.②⑤ 首都高速道路(株)

### 【ポスター】

- 9月5日より東局1階玄関に掲示した。
- 9月11日より川口PAに掲示した。
- 違反者講習会の会場に掲示した。



## NO.②⑥ 関東運輸局

### 【チラシ】

- 令和元年度運行管理者等指導講習地方教材資料に掲載した。

## 5. 連絡協議会委員等の広報実施状況

### NO.⑳ 関東地方整備局港湾空港部

#### 【チラシ】

- 8月下旬から11月30日まで、管内の事務所等 8 箇所に掲示した。

### NO.㉑ 東京国道事務所

#### 【ポスター】

- 8月～11月30日まで、事務所窓口等に掲示した。



### NO.㉒ 千葉国道事務所

#### 【ポスター】

- 9月2日～11月30日まで、事務所2箇所、出張所5箇所に掲示した。

#### 【チラシ】

- 10月8日に開催された千葉県トラック協会との意見交換会において、チラシ及びガイドブックを35部配布した。
- 受付窓口に着設した。
- 11月21日合同取締の際に6枚配布した。

# 5. 連絡協議会委員等の広報実施状況

## NO.③⑩ 横浜国道事務所

### 【ポスター】

- 9月26日から、事務所1箇所に掲示している。

### 【チラシ】

- 特車取締時、違反者に配布している。

## NO.③⑪ 大宮国道事務所

### 【ポスター】

- 特車審査窓口に掲示した。
- 取締り時に工事看板に貼り掲示した。
- 取締り基地のうち建物がある箇所(R16狭山)に、運輸支局からのものと併せて掲示した。

### 【チラシ】

- 取締り時に引込み車両の運行管理者宛に、他のチラシ(取締り関係・運輸関係等)と併せて配布した。

